

## 会議の内容

1	会 議 名	平成27年度第2回習志野市福祉問題審議会
2	開 催 日 時	平成27年9月28日（月） 13時15分から14時35分
3	開 催 場 所	仮庁舎3階 大会議室
4	出 席 者	<p>審議会委員：  海寶嘉胤委員（会長）、堀部和夫委員（副会長）、高橋君枝委員、  中村元英委員、田所喜美子委員、戸田孝史委員、唐澤篤子委員  池田浩明委員、伊藤奈津子委員</p> <p>市                  ： 宮本市長  保健福祉部          眞殿部長、飯島次長  保健福祉調整課    内海課長  障がい福祉課      江川課長  障がい福祉課      屋代係長  ひまわり発達相談センター 山口所長</p> <p>こども部            早瀬部長、竹田次長  こども政策課      小澤課長、安達主幹</p> <p>傍聴者：なし</p>
5	議 題 及 び 会 議 の 概 要	<p>【次 第】  ○ 開会</p> <p>第1 諮問書手交</p> <p>第2 諮問事項  1. 習志野市手話、点字等の利用を進めて、障がいのある人もない人も絆を深め、互いに心を通わせるまちづくり条例の制定について  <span style="float: right;">（障がい福祉課）</span></p> <p>第3 報告事項  1. 市立実花幼稚園及びつくし幼稚園移管先法人の募集について  <span style="float: right;">（こども政策課）</span></p> <p>第4 その他</p> <p>○ 閉会</p>

5	<p>議 題</p> <p>及 び</p> <p>会 議 の 概 要</p>	<p>【会議の概要】</p> <p>○ 開会</p> <p>海寶会長</p> <p>皆様こんにちは。それでは、これより本日の会議を開きます。</p> <p>本審議会は、習志野市福祉問題審議会条例第5条第2項の規定によりまして、委員の過半数の出席が要件となっております。</p> <p>本日の出席委員は現在8名でございます。本日は加藤委員が欠席、また、副会長が遅参ということでございますので、現在の人数には入っておりませんが、規定の出席の人数に達しておりますので本会議は成立ということにさせていただきます。</p> <p>続きまして、会議の公開でございます。習志野市福祉問題審議会におきましては、市政運営の透明性の確保の観点から本審議会の公開が決定されております。</p> <p>現在、傍聴者はありませんが、傍聴の方がいらっしゃいましたら、随時、傍聴の範囲内で許可を出し入室していただきます。</p> <p>それでは、議事に入る前に宮本市長よりご挨拶をしたい旨の申し出がありましたので、ここで市長よりご挨拶をお願いいたします。</p> <p>宮本市長</p> <p>皆様こんにちは。大変ご多忙な中を当福祉問題審議会にお越しいただきまして心から御礼申し上げます。</p> <p>日頃から色々な場面でお世話になっているところでございます。特にこの9月10月11月には、今年だけという事業が結構ありまして、楽しいところ言えばお祭り、7年に1度の七年祭り、その他、3年に1度、毎年行われているお祭りもでございます。</p> <p>10月は、皆様にご協力いただくこととなりますが、国勢調査がでございます。今回からインターネット調査というものが初めて入りまして、皆様にご協力いただきましたが、インターネット調査の回答率が約40パーセントということで、あとは手書きの調査をするのが残り6割ということになります。これは、今までと比べますと非常にいい成績でございます。あとは皆様にご協力いただくだけということになります。</p> <p>習志野市では、調査員さんが1000人くらいいます。この皆様にもご協力をいただきまして、順調に進んでいるところでございます。本当にありがとうございます。</p> <p>また、昨日は防災訓練が行われました。皆様にご協力をいただきました。今回の習志野市の防災訓練は、中心会場に集まったの展示型ではなく、実際の避難に基づいた避難所設営訓練を中心に行いました。結果的に4500人の方に各避難所で参加をしていただきまして、それぞれに防災意識の向上を図っていただいたところでございます。</p> <p>また、アメリカンフットボールのオービックシーガルズですが、大体が神奈川県のカ崎市で公式戦が行われておりますが、</p>
---	--	---

5	議 題 及 び 会 議 の 概 要	<p>         地元開催ということで、オービックがある習志野市で、昨日行われました。これも大いに盛り上がりました。結果的にはオービックシーガルズが勝ったということでよかったと思います。       </p> <p>         残念なお話としましては、習志野高校の野球部が早々に敗退してしましまして、選抜高校野球の出場を絶たれてしまいました。例年この時期は大体盛り上がりおりましたが、今回はその話ができないということで、残念なことでございます。しかし習志野高校の吹奏楽部については、これからまた全国大会に向けて色々動いているということでございます。       </p> <p>         また、一般社会人のスポーツとしましては、昨日相撲がちょうど終わりました。習志野市内には阿武松部屋がございまして、2人の関取が両方とも勝ち越しまして、更に幕下に落ちていた力士が十両に復帰いたしました。       </p> <p>         これはあまり知られておりませんが、相撲部屋というのは45部屋位あるのですが、その中で、十両以上の力士が存在する部屋というのは3分の1くらいしかないそうです。その中に阿武松部屋が入っている、しかも3人もということで、これは皆様ぜひこれからも応援していただければと思います。       </p> <p>         前段が長くなりましたが、本題に移ります。       </p> <p>         今回は、諮問事項として、習志野市手話、点字等の利用を進めて、障がいのある人もない人も絆を深め、互いに心を通わせるまちづくり条例の制定についてということで、これは12月に上程をする予定の条例でございます。       </p> <p>         皆様方に色々ご審議いただいて、パブリックコメントが終わりました。いよいよこれを正式に皆様方に諮問という形で議論していただきまして、結果が出ますと恐らく皆様のご承認いただいた原案のまま12月に上程をするということになります。       </p> <p>         習志野市の条例は数あるわけでございますが、これらの条例というのはまさに全市民に関係のある影響のある事でございます。その条例を皆様にご審議していただくということで、ぜひともよろしくお願い申し上げます。       </p> <p>         報告事項としましては、実花幼稚園とつくし幼稚園の移管先法人の募集についての報告ということでございます。       </p> <p>         新たな時代に向けまして、習志野市の幼保園という形で民間にお任せをしていくこととなります。子育て分野というのは、やはり専門的な知識が必要ですので、民間の力を大いに活用する、かつ習志野市としては特に職員の面で効率化を図っていくこととなります。       </p> <p>         これはどのようなことかといいますと、今、情報化・多様化の社会の中で、様々な住民ニーズがあるわけですが、やはり人件費というものが現実的にあるので、税金を効率よく使っていこうということの中でやはり全国的に公務員の数は絞っていこう、増やさないでいこうということになっています。       </p>
---	-------------------------	---

5	<p style="text-align: center;">議 題 及 び 会 議 の 概 要</p>	<p>高まってくる住民ニーズに応じていくため、職員が必要な状況というのが生じているわけですが、この部分において民間でできることについては民間にやっていただき、そしてそこで生じた職員を違うサービスで展開していくという意味合いも込められております。</p> <p>こういうことを通じまして、より効率的、未来志向型、あるいは持続可能な行政にしていく、限りある税金を市民の皆様にも有効に活用していただくということでございまして、これが移管先法人の募集についての肝でございます。</p> <p>どうかこの2点につきまして、特に条例の制定につきましては諮問事項ということになりますので、よろしく願い申し上げます。</p> <p>最後になりますが、皆様におかれましては、この秋を有意義に過ごしていただきますよう祈念しましてご挨拶に変えさせていただきます。</p> <p><b>第1 諮問書手交</b> 海寶会長 ありがとうございました。 続きまして、議事第1 諮問書手交でございます。事務局よりお願いいたします。</p> <p>内海課長 はい、それでは諮問書手交についてでございます。 「習志野市手話、点字等の利用を進めて、障がいのある人もない人も絆を深め、互いに心を通わせるまちづくり条例の制定について」を本審議会へ市長より諮問させていただくものでございます。 市長より海寶会長へ諮問書を手交させていただきたいと存じますので、お手数ではございますが、海寶会長、市長は前へお進みくださいますようお願いいたします。</p> <p style="text-align: center;">～ 諮問書手交 ～</p> <p>海寶会長 ただ今、市長より諮問がなされました本件につきまして、責任をもって審議をし、答申したいと思っておりますので、皆様のご協力をよろしくお願い申し上げます。 なお、市長は公務のためこちらで退席いたします。 お忙しいところありがとうございました。</p> <p style="text-align: center;">～ 市長退席 ～</p> <p><b>第2 諮問事項</b> 海寶会長 それでは、議事「第2 諮問事項」でございます。 諮問事項1番につきまして、障がい福祉課より説明をお願い</p>
---	--	--

5	議 題 及 び 会 議 の 概 要	<p>いします。</p> <p>江川課長 ～ 諮問事項 1 について説明 ～</p> <p>海寶会長 ありがとうございました。ただ今のご説明にもありましたように、諮問事項 1 につきましては、既に皆様ご覧になっておりますとおり、質問書に対する回答がそれぞれ書いておりました、特にその内容についてはご承知かと思いますが、いずれにしても、その趣旨については条文の中に既に加えておりますので特に条文の変更はされておられません。 変わったところは、今お話がありましたように、文字を挿入した部分で、あとは前回パブリックコメントに皆様にお諮りした内容と全く変わらないということでございます。 従いまして、この内容について皆様の中からご質問ご意見がございましたら伺いたいと思っておりますがいかがでしょうか。</p> <p>高橋委員 確認させていただきたいのですが、資料 2 ページの（４）ろう者の部分で、耳が聞こえない者のうち、手話により日常生活を送る者をいう。ということですが、ただ耳が聞こえないということだけではろう者とは言わないのでしょうか。</p> <p>屋代係長 お耳のご自由な方は聴覚障がい者と言われております。手話を使う方は、ろう者というように表現しております。</p> <p>唐澤委員 個人的な意見なので、質問という形ではないのですが、資料 4 ページの（２）障がい者のコミュニケーションを支援する人材等の養成をすること。とありますが、市民としてこの条例を見た時に、なぜ今この時期にこの条例を制定するのかがわかりにくかったです。 資料の諮問事項 1－3 の条例の必要性の部分を読めばわかるのですが、条例を読んだだけでは素朴な疑問があったということと、同じ 4 ページの第 9 条（１）市民に学ぶ機会の提供、普及、手話に対する理解を促進とありますが、手話を市民が一般的に学ぶということで、学んだことでどのような機会、今後手話をどのように利用する方法があるのかということを具体的に示していただいた方が一般の市民の方が手話を学ぼう、手話を使おうという気が起こるのではないかと思います。</p> <p>江川課長 今委員からご指摘をいただきましたが、条例中に色々加えていきますと、非常に長くなることも考えられます。法令と</p>

5	<p>議 題</p> <p>及 び</p> <p>会 議 の 概 要</p>	<p>というのは、ある程度簡潔性が必要でございますので、今ご指摘の点につきましては、この条例にご賛同いただき、議会をとおり可決された後、この条例の必要性も併せて十分にPRし、なおかつその具体的な効果、例えば、市が市民の方に手話の養成講座を行っていることの具体的な施策のPRをして、ろう者の方をはじめ、健常者の方々が当たり前のようにできるだけ交流ができる、そういうPRを私共も一生懸命行ってまいりたいと思っております。</p> <p>田所委員 習志野市にはどのくらいろう者の方がいらっしゃるのでしょうか。</p> <p>屋代係長 聴覚障がい者全部合わせますと240名ほどおります。ただ、手話を使う方は大体70名くらいです。手話を使いながら筆談もしながらコミュニケーションを図っているのですが、生まれつき耳がご不自由だとか、1歳2歳で高熱で耳がご不自由になられた方はろう学校に行って手話や口話を学びますので、小さい頃に耳がご不自由になられた方が手話を使うというケースが多いです。</p> <p>高橋委員 先のことになるとは思いますが、手話が普及していくと、県の聴覚障害者協会との関係はどのようになっているのでしょうか。 協会を通さないと講演など手話通訳はやっていただけないのだと思うのですが、手話が普及されてきた時に、関わりがどのようになっていくのでしょうか。先ほど唐澤委員からもお話がありましたが、普及していくということに対して、学校の教育の中に入ってくるものなのか、その辺のお考えを今の段階でわかっている限りで結構ですので教えていただきたいと思っております。</p> <p>江川課長 まずは、この条例を検討する過程で県の聴覚障害者協会の代表の方、習志野市の協会の代表の方、全国的での代表の方、全ての方に検討委員会に入らせていただきまして、そのうえでこの条例について検討して参りました。 そういうことで、この条例は全国的にも先駆けてやっておりますので、これから県の聴覚障害者協会も含めて、この条例が正式に成立した暁には、具体的にどういう事業を深めることができるのか、といったことも含めて更に連携を強めていきたいと思っております。 それから、学校教育につきましても、この条例の検討にあたりましては、市役所の各部局、教育委員会も検討委員会に入っております。障がい者教育に対する教育についてどうや</p>
---	--	--

5	議 題 及 び 会 議 の 概 要	<p>ってカリキュラムの中に取り入れていくのか、これから先、学校教育の方と十分に詰めながら、子ども達に対してもできるだけ反映できるような教育について協議して参りたいと考えております。</p> <p><b>屋代係長</b> 講演等で手話通訳が必要な時は、千葉聴覚障害者センターへ手話通訳依頼を依頼されていると思います。また、習志野市は、ろう者の方が病院や学校の保護者会などに行く時、手話通訳の派遣依頼を受け、手話通訳者を派遣しています。しかし、市に登録している通訳者は7名ですので、足りない時もあり、市の手話通訳者を派遣できない場合があります。そのような時には、市から千葉聴覚障害者センターへ依頼し、手話通訳者を派遣しています。</p> <p>今の段階では、今までどおり皆様が講演会で手話通訳をお願いする時には、千葉聴覚障害者センターへお願いしていただいて、個人的な病院などへは市の派遣事業を使っていただくという形をとっております。ここ数年はこのような形でいくと思います。</p> <p>また、子ども達の手話の教育のことについてですが、第七中学校では、毎年、年3回くらい聴覚障害者協会の方が手話を教えております。以前は、藤崎小、袖ヶ浦西小、第五中も色々な時期に手話を学ぶ機会がありましたが、今は実施しておりません。この条例ができましたら、どのような形で行うかという所から相談をしていき、できるだけ市民の皆様の手話を学んでいただくとか、それ以外にもこの条例は障がい者全般の方の情報やコミュニケーションの条例でございますので、点字、声の広報等、障がい者にどのようなコミュニケーションをしたらいいのかということも含めて、一緒に子ども達や市民の皆様と考えていけたらと思っております。</p> <p><b>高橋委員</b> ずっと続けていないと忘れてしまうので、ぜひ学校教育の中に入れていただければ一番普及しやすいのではないかと思います。よろしく申し上げます。</p> <p><b>堀部委員</b> 今までのお話を伺っていると、結局ハンディキャップを持った方、社会的弱者の方に対して、優しく暮らしやすいまちを目指していこうというのが趣旨かと思えます。 この条例に対して、ろう者の方からの意見を色々とお聞きして汲み上げているのでしょうか。また、視覚障がい者に対しても、これからそのような計画があるのでしょうか。</p> <p><b>江川委員</b> 今のご指摘に対して、この条例を策定するにあたって、まずその原案を検討するための策定協議会があります。これは、外</p>
---	-------------------------	---

部の20名の委員で構成されており、この中には全国レベル、県レベル、市レベルの各種障がい者団体の方、視覚障がい者の方にも委員に入っています。また、これ以外にも様々な障がいのある方の代表の皆様に入っています。その中で全3回に渡ってこの条例案について色々ご議論いただき、最終的にこのような条例案になりましたので、私共といたしましては、幅広く障がい者の方々のご意見を入れていと認識しております。

#### 堀部委員

もう一点について、視覚障がい者に対しての今後の市の取り組みはもうすでに始まっているのでしょうか。ろう者に対してのこの条例が軌道に乗った時点でまた考えるのでしょうか。また、計画は全くないのでしょうか。

#### 屋代係長

視覚障がい者の情報やコミュニケーションについてですが、視覚障がい者で点字を読まれる方につきましては、点字の会の方が、広報習志野の点字版を作っております。また、点字は読めないけれど視覚障がいので広報を読みたいという方へは、希望の方に声の広報といまして、音声を録音したものを皆さんに聞いていただいております。他に、社会福祉協議会の「ふくし」という機関紙もありますし、企業局で発行している「あじさい」についても音声にして皆様にお配りしております。その他、声の広報を作成している団体の方は、本を朗読し録音したものを貸出しております。

市は、声の広報を作成している団体に委託をしています。

また、点字につきましては、各課で点字にして文書を送付しなければならぬものにつきましては、A4サイズ1枚くらいであれば、障がい福祉課で点字に直します。また、点字の会にお願いをして文書を点字に直していただき送付しています。選挙の公報につきましても点字化や音声化しています。

#### 堀部委員

市が視覚障がい者に対して働き掛けていることはよく理解できたのですが、もし将来、視覚障がい者に対しての条例を策定する計画があるとしたら、条例というのは市民全体の力を借りて視覚障がい者に対してもなんらかの力になっていこうということが法律として決められるものだと思います。

その法律としての条例の策定というのは今後考えているのでしょうか。

#### 江川課長

ご存知のとおり、国の法律として平成28年4月から施行が予定されております「障がい者差別解消法」がございます。

当然、その法律の趣旨を普及していかなければならない立場でもございます。今、国の方もそれに当たって当然行政は

合理的配慮、要するに適切な配慮をしていかなければいけない責務がございます。

その具体的な内容について、マニュアル、指針を出し始めておりました、私共もそれを参考にしながら習志野市としてのこの条例を含めた対応マニュアルを来年度中にはまとめながら、行政だけでなく市民や事業者の方にもそれに基づいて普及していった市民の中でも土台が調整できるような形を図っていきたいというように考えております。

堀部委員

ありがとうございました。

海寶会長

他に特にならなければ、ご質問ご意見についてはこの辺にとどめたいと思います。ただ今、いくつかのご意見をいただきましたが、いずれにしても条例はこれからスタートということでございまして、これから市当局並びに市民の皆様との協力のもとに色々と具体的に進めなければいけない、こういうことになるかと思っておりますので、答申案について、付記を付けるかどうかにつきましては、会長である私に一任させていただいて、必要であれば加えたいと思います。よろしいでしょうか。

～全員了承～

海寶会長

それでは、概ね妥当だと思っておりますので、諮問事項1につきましては、諮問のとおり答申することによりよろしい方は挙手をお願いします。

～挙手全員～

それでは、諮問のとおり答申するという事で決めさせていただきます。ありがとうございました。

### 第3 報告事項

海寶会長

それでは、続きまして、議事「第3 報告事項」に入ります。こども政策課より説明をお願いいたします。

小澤課長

～ 諮問事項1 について説明 ～

海寶会長

はい、ありがとうございました。ただ今、小澤課長からのご説明がございました。何かご質問がございましたら、承りたいと思います。いかがでしょうか。

ゆくゆくは、幼稚園ではなく幼保園に拡大したいということでございます。

小澤課長

平成29年4月からは、幼保園、いわゆる認定こども園としてスタートしていただくということになります。ですので、0歳から5歳までお預かりをする施設でございます。

中村委員

そうしますと、その間は通っているお子さんは、年長は来年の3月で終わりかもしれませんが、来年の4月以降も子ども達はそこで通うことができるということでしょうか。

小澤課長

おっしゃるとおりで、平成28年にお入りになれるお子さんが平成29年の段階でまだ5歳で残っておりますので、そのお子さん達も継続して保育をさせていただくということになります。

海寶会長

その他、ございますでしょうか。

前回は認定保育園の話がありましたが、逐一民間にできるものは民間にという流れで充実を図っていく、その間の保育については、市もしっかりとサポートしながら円滑に行っていくということです。

高橋委員

現状を見ると、定員が140名のところが実際の在籍数が39名や50名と、かなり少なくなってきているのだと感じます。多分お子さんがいるところで工事が入るのかと思いますが、工事の日程等は決まっていないのでしょうか。お子さんがいながらの工事になるので、気をつけてほしいということ、また、習志野市では民間にお願いするのは初めてではなく、今までも割とスムーズにいったと思いますので、そういったものも含めて保護者への説明も十分にさせていただきながら、他の民営化した時のように上手にやっていただければと思います。よろしく願いいたします。

小澤課長

おっしゃるとおり、工事はお子さんが居ながらに行われますが、これについても募集要項の中にもできるだけ夏季休業中等、子ども達がいらない期間に危険な工事をしていただきたいということを入れることを考えております。法人が決まって、法人が設計をして工事工程等を組んで参りますので、今のところは具体的な内容はわからない状況でございます。

その部分については、本来、平成28年にお入りになれる方が対象になりますので、今の段階でご説明ができること

が望ましいのですが、まだ、募集をしている段階ですので、法人が決定しましたら、対象になるお子さんの保護者の皆様に逐一ご説明をしてご意見を頂戴しながらその部分も配慮して進めて参りたいと思います。

池田委員

資料2ページの「保護者の皆様への十分な情報の提供と御要望への反映」の中に保護者を入れた三者協議会を設置するとありますが、この保護者とはどのような方を現在は考えているのでしょうか。

小澤課長

保護者は、在籍するお子さんの保護者と考えております。平成28年4月の募集は今年の10月から始まり、そして決定通知が12月ぐらいになります。本来であれば、三者協議会を4月に立ち上げるべきだと考えておりますが、まず今在籍している来年5歳になるお子さんの保護者の代表と、来年4歳になるお子さんの保護者の代表で考えております。

池田委員

趣旨はわかりますが、これから新しく移管されて保育所機能が入ってくるわけですので、できれば保育所の連絡協議会のメンバー等もぜひ一緒に入れてもらって協議会を設立してもらえたらと思っております。よろしくをお願いします。

小澤課長

基本的には、三者協議会というのは当該施設の保護者の代表と市、法人ということの三者ということで今まで行ってきましたが、ご意見のとおり、保育所機能を加えますので、この三者協議会のメンバーとしては難しいかもしれませんが、やはり保育所の部分では、保育所の保護者のご意見を伺いながら進めて参りたいと思います。

唐澤委員

資料を全部読ませていただきまして、かなり厳しい応募条件かなと感じています。既に9月14日から募集要項の配布が始まっていると思いますが、反応はもうすでにあるのでしょうか。

また、資料の11ページに公開プレゼンテーションで保護者対象アンケートを実施し、それも審査の対象とすると書かれておりますが、これは主観が入ってしまって結構難しいのではないのでしょうか。その辺りをどのような基準で行う予定なのか今の段階で決まっていたら教えていただきたいと思えます。

小澤課長

実はおっしゃるとおりで、手を挙げられなかったら、また

振り出しに戻ってしまいますので、実は、9月10日から応募をかけるにあたって、事前に調査をさせていただきました。

その結果、私立化に手を挙げられる意思があるかどうかを確認させていただいて、すべての法人ではございませんが、既に両施設とも手を挙げる意思があるというお答えをいただいております。そういうことから、市内限定としている状況です。

そして、プレゼンテーションですが、実は保育所の私立化については、既に菊田保育所を入れて3施設目となりますが、全て保護者の皆様を対象にプレゼンテーションをさせていただきます。今回菊田保育所のプレゼンテーションをさせていただいて、保護者の皆様からご意見を頂戴いたしました。これを点数化いたしまして、最終的には法人選考委員会が選考して市長が決定をいたしますが、選考委員会の一つの資料として保護者の皆様がどういう意向を持っていच्छやって、どういう法人を望ましいと思っていच्छやったかということデータを化してそれを法人選考委員会の資料としてお出しし、選考する課程の中で、参考としていただくということになります。ですので、保護者のご意向が全て反映しているかということ、そこはあくまでも参考としていただく方法を取っております。

#### 堀部委員

資料2ページの定員数ですが、習志野市内の子ども達の出生数はどのようになっているのでしょうか。こういう計画は、10年位先を予測して色々立てていかなければならないと思いますので、その辺はいかがでしょうか。

#### 小澤課長

幸いなことに、横ばい若干上昇ということで、奏の杜などまだ開発が行われていますので、当面の間は子どもの数は減っていかないかなと考えております。しかしながら、やはり将来的には、10年15年先くらいから下がってくるだろうという想定はしておりますので、そういう意味では、あまり過剰な施設の整備になってはいけないということで、当該施設を活用しながらある程度定員の上限は押さえてというように考えております。

#### 堀部委員

小規模保育施設がスタートして間もないのですが、こういった幼保園を開園するにあたってその地区の小規模保育施設に対しての影響などは想定されているのでしょうか。

#### 小澤課長

小規模保育施設というのは、3歳未満児の施設ということになります。認可保育施設の場合は0歳から5歳までお預かりをするのですが、どうしても0、1、2歳の人数は一定人

数よりも増やすことはできません。今も待機児童の約9割が3歳未満児ということになっていますので、どうしてもやはり小規模保育事業所を増やしていく方法を取るべきと考えております。この時に問題になりますのは、3歳からの受け皿が今不足していることです。

そこで、この実花幼稚園もつくし幼稚園も3歳からの定員が増えているのですが、実はこの3歳からをもっと増やしていただきたいというように法人には面接等をお願いして参りたいと考えております。3歳からの受け皿としてもこういった幼保園に担ってほしいというように思っています。0歳から2歳の小規模保育事業所と0歳から5歳までの認可保育所もしくは幼保園、こういったところでトータルで行く場がしっかり確保できるように数合わせをしながら進んでいる状況です。

#### 堀部委員

確かに、これから果たしてこのまちが人口統計上どうなっていくか、一番肝心な事は若い世代が果たしてどのくらい入って来てくれるかだと思います。そうしますと、こういった事業をしっかりと確保することによって、若い世代に暮らしやすいまちを作ることによって、より将来が習志野市にとって明るい展望となりますのでぜひ頑張ってください。

#### 海寶会長

医療の専門家から、貴重なご意見をいただきました。ありがとうございました。十分にその辺は加味して進めていただきたいと思います。

他になれば、報告事項についてはよろしいでしょうか。

### 第4 その他

#### 海寶会長

では次に、議事「第4 その他」ですが、事務局より何かございますか。

#### 内海課長

次回の審議会の日程につきましては、まだ決まっておりません。決まり次第皆様にご連絡差し上げたいと思いますので、宜しくお願いいたします。

### ○ 閉会

#### 海寶会長

次回の日程については、まだ決まっていないということでございますので、決まり次第ご連絡差し上げるということでございます。

以上で、議事はすべて終了とさせていただきます。

これをもちまして、平成27年度第2回習志野市福祉問題

		<p>審議会を閉会とさせていただきます 委員の皆様方におかれましては、ご出席を誠にありがとうございました。</p>
6	問い合わせ先	<p>所管課名：保健福祉調整課（仮庁舎3階（京成津田沼駅前ビル）） 電話番号：047（453）9243 FAX番号：047（453）9309</p>